

水害支援 に必要な知識と 生活再建・住宅再建支援のポイント



熊本県弁護士会版 被災者支援チェックリスト 写真ご提供：岡井将洋先生（熊本県弁護士会）

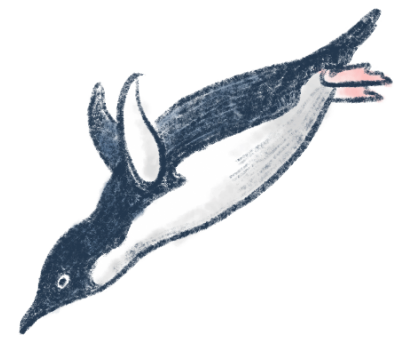


関東弁護士会連合会 災害対策委員
日弁連災害復興支援委員会 副委員長
弁護士・防災士 永野 海
(静岡県弁護士会)

*この資料は <http://naganokai.com> でDLできますので基本的なメモなどは不要です

今日の研修の内容

60分 (質疑応答込み)



1. 水害支援特有の知識・制度の説明

15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント

30分

3. 支援ツールのご紹介

3分

4. 水害QA

5分

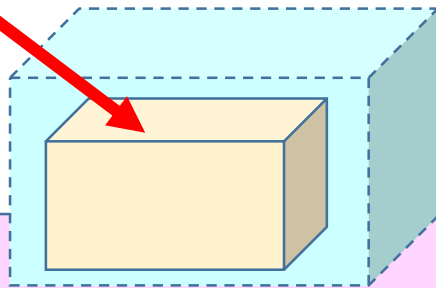
千葉県弁護士会 の電話相談 (主に台風15号)

相談全体の大半が
土地工作物の相談

屋根が飛んで
人の物を壊し
ちゃった。弁護
士に相談しな
きゃ!



被災世帯の約3%が相談



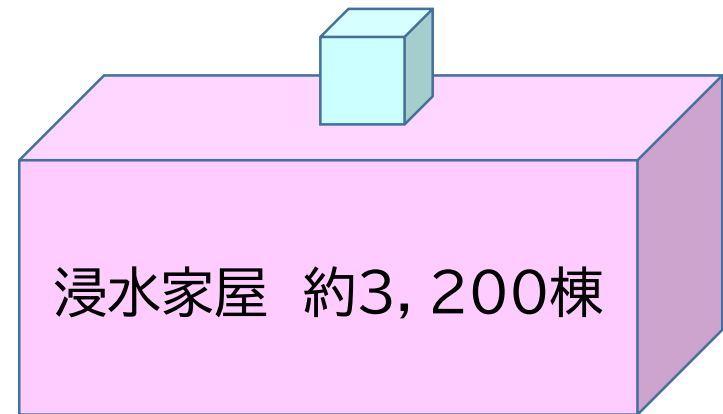
損壊家屋 約40,000棟

静岡県弁護士会 の電話相談 (主に台風19号)

家が水浸した。
これからどうし
たら…。



被災世帯の約1%が相談



浸水家屋 約3,200棟

毎日開催してる電話相談
の合計
(伊豆の国市)



たった5回の現地相談
(伊豆の国市)



現地に行くと
相談率は5倍
以上に増加

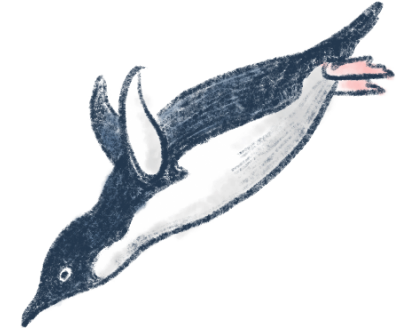
被災世帯
の2.5%

浸水家屋 約600棟

被災世帯の
13.5%が相談

浸水家屋 約600棟

今日の研修の内容



1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分

3. ツールのご紹介 3分

4. 水害QA 5分

(1) 土砂・がれき撤去



・ 自宅・ 宅地の土砂やがれきはどのようなの？

日常生活上
不可欠な場所は

災害救助法の
障害物の除去

(内閣府)

※使うと仮設住宅
に入れない

純粋な土砂は

堆積土砂
排除事業

(国交省)

がれき混じりの土砂は

災害廃棄物
処理事業

(環境省)



土砂・がれき撤去 3兄弟



被災者には、こんなことはどうでもいい

・過去の水害で、土砂・がれき撤去はどうなったか？

今回のような大きな災害では、早ければ1週間程度、遅ければ少し先になりますが、自治体から、無償の「土砂撤去に関する指針」が発表されるのが通常。

●西日本豪雨の広島市

5日後に、市から、氾濫などで流木・岩石が混じった土砂が堆積した地区は、**民有地内でも市が撤去**すると宣言。

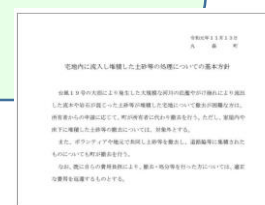
宅地と農地が渾然一体の場合には農地の土砂も撤去するとも。



●台風19号の丸森町

約1か月後の発表。

同じく流木や岩石が混じった土砂が堆積した宅地について、**撤去困難なら、町が代わりに撤去**する。ただし、**家屋内や床下の土砂は対象外**のこと。



●西日本豪雨の呉市

2ヶ月後の案内文書では

宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、**人力で撤去困難なら市が撤去**すると説明しています。**ただし機械で撤去**できる範囲しかできないよ、という内容。

(2) 土砂混じりがれきの撤去の対象要件
次のいずれも満たす必要があります。
① 自力での撤去が困難な場合
② 宅地に堆積しているもの
※撤去が困難な状態に陥っているものは対象外です。ただし、撤去が困難な状態に陥っているものの撤去作業を依頼して行う方が迅速に対応できる場合は、撤去の土砂等についても同様撤去する場合があります。

【注意】
■撤去する範囲は、機械で撤去できる範囲になりますので、撤去の土砂混じりがれきについて、すべて撤去できません。
なお、撤去中の土砂混じりがれきは、撤去中に出ている状態であれば撤去できません。
■撤去の費用は、撤去費はかかりません。
■撤去の範囲など、撤去費はかかりません。

・待てずに自費で土砂・がれきを撤去した場合はどうなるのか？

- ・**あとから費用を償還**(自治体が精算)してくれる場合があります。
- ・それに備え、**撤去前と撤去後のたくさんの写真や動画**を残しておきましょう。
また、**撤去費用の領収書や、撤去工事の費用の明細**もなるべく詳しいものを。
- ・ただし、撤去費用の全てを自治体が払ってくれるとは限りません。



●意外に？償還が認められた例

- ・重機を借りて自分で撤去した場合の、重機のレンタル料

●償還が認められなかった例

- ・知人や友人、ボランティアに除去してもらった日当やお礼
- ・土砂撤去のために購入した重機の費用

・自宅が壊滅的被害で、土砂撤去どころじゃないよ？

今後、**半壊以上の罹災証明**の認定を受けた**自宅**や一定の条件をみたす**事務所***などは、「**公費解体**」といって、地上より上の建物部分を、無償で解体・撤去してくれる制度の可能性

(環境省の災害廃棄物処理事業)

*大規模半壊以上、2階建以内、10m以下など



(2) り災証明書




第5-2122号

罹災証明書

申請者住所	[Redacted]
申請者氏名	永野 [Redacted]
罹災原因	平成30年9月4日(火)台風21号による
被災場所	[Redacted]
被災住家等	<input checked="" type="checkbox"/> 住家(■持家/□借家) <input type="checkbox"/> 非住家()
被害の程度	半壊に至らない(一部損壊) (住家以外の被害)テラス屋根破損
備考	
注意事項	<ul style="list-style-type: none">住家に被害を受けたものに限り、被害の程度について記載しています。この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日
堺市長 竹山 修身



・コロナ下での支援のあり方？



り災証明書の交付窓口の横に
設置した支援制度説明コーナー
(台風19号)



災害ボランティア団体と連携した
現地での説明会 (西日本豪雨)

・水害のときの罹災証明
の被害認定方法は？

越流、決壊
土石流など
による浸水
などの場合

浸水テスト

内水氾濫な
どの場合

損壊テスト

全壊	床上1.8m以上	50点以上
大規模半壊	床上1m以上	40点以上
半壊	床上1m未満	20点以上
準半壊		10点以上
一部損壊	床下浸水	それ未満

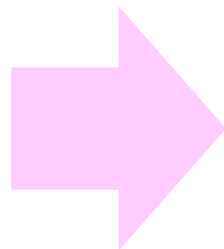
水災の場合の罹災証明の調査方法（木造・プレハブ・2階建）

浸水被害

+

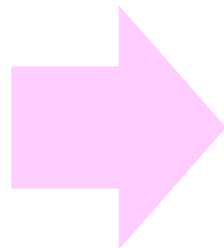
外壁や建具が50%以上損傷
土石流や土砂崩れなどの「外力」で

YES

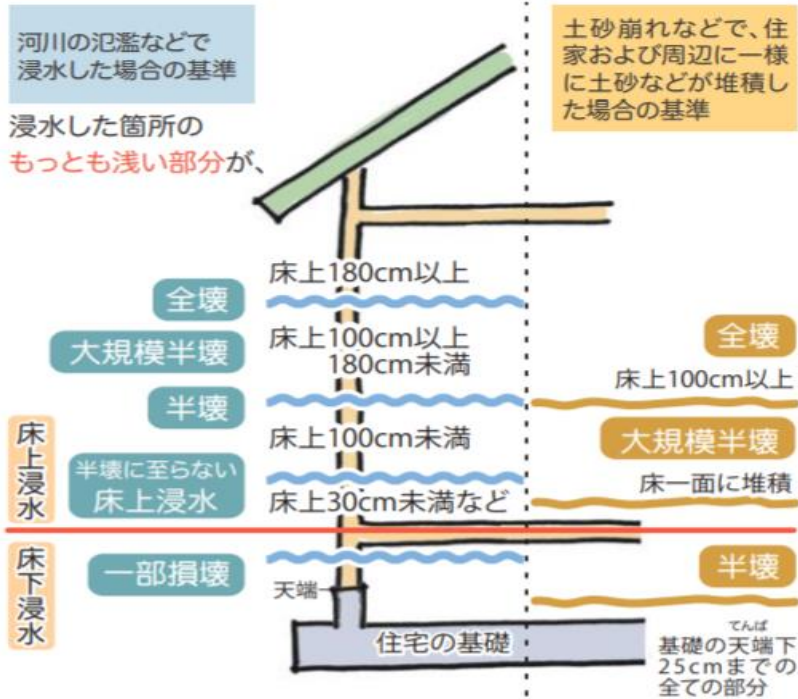


右の「**第一次調査**」を最初に使って判断

NO
(内水氾濫のときなど)



右の「**第二次調査**」で、具体的な損害の程度から判断



「水害にあったときに」から引用



100点満点の損壊テストで、点数を積み重ねていく

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満

内閣府防災情報のページ「罹災証明書の概要」に一部加筆



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、あらゆる場所を写真・動画で撮影

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、バルコニー、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

・少しでも罹災証明の認定を上げるための「事務連絡」の活用

事務連絡
令和元年8月30日

関係県内市町村担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

令和元年8月の前線に伴う大雨における住家の被害認定調査（第1次調査等）の
効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年8月の前線に伴う大雨により、各地で浸水被害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお願いたします。

記

1. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における判定



エリア認定



※ 床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域の端部の住家（当該区域の四隅に立地する住家等）をサンプルとして調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査は不要です。

越流・堤防決壊による浸水は「外力損傷」みなす



なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合」として取扱うことに差支えありません。

土砂堆積の場合の基準緩和



※ 外観による判定として、基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没している場合は、損害割合50%以上とし、「全壊」と判定することができます。

※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、以下のように堆積の深さで判定することもできます。

- ① 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- ② 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- ③ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」



住家被害認定調査への
立会いや、再調査(二次
調査)の申請支援

たった襖1枚(建具)で認定変更も

18点(準半壊)→21点(半壊)

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

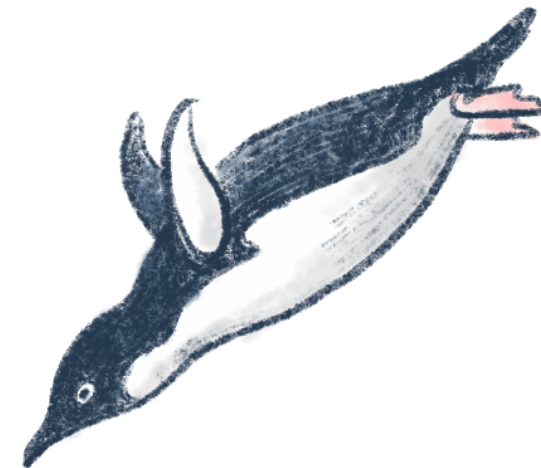
部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、バルコ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

調査 (第二次調査) は

100点満点の
壊れ度テスト!



今日の研修の内容



1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分

3. ツールのご紹介 3分

4. 水害QA 5分

・ 水害後の住まいの変化



水害で自宅が全半壊

直後



避難所生活(無料)

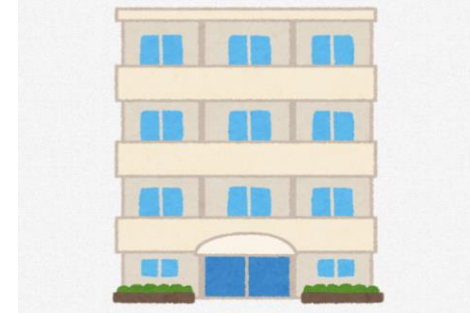


親戚宅・実家に避難

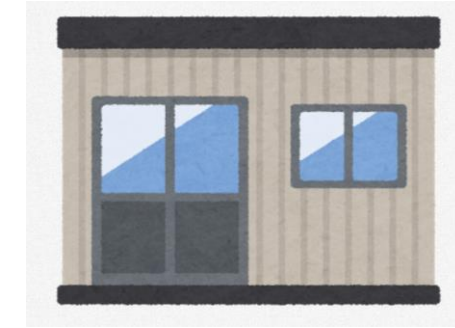


浸水した自宅で生活

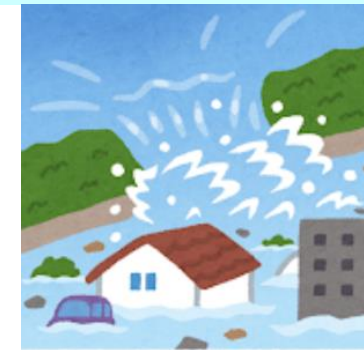
数か月後



アパートなどに転居



仮設住宅に入居



浸水した自宅で生活

その後の生活再建は？

・最終的な 住まいの再建の 選択肢って？

同じ場所で再建	浸水した自宅で・・・	修理して住む	現地で建て直す	(災害) 公営住宅に
				
別の場所で再建	借家に引っ越し	一軒家やマンションを購入 (新築・中古)	新天地で新築	これを機に高齢者施設へ
				

・使えたらぜひ使ってください
現実の支援の際に 「被災者生活再建カード」

住宅再建のマクロ
の視点に







比較的早い段階
の支援 →

災害直後	避難所  数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア 専門家支援  片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理 制度  仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震) 保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	?
------	---	--	--	---	--	---

数カ月後に
受けられる支援 →

数か月後	仮設住宅  原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の 独自支援  自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災害 弔慰金  家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給	災害援護 資金貸付  1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法)  建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される
------	--	--	---	--	--	--

もう少し先の
支援 →

その後	公費解体  半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法  建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万	被災ローン 減免制度  住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバース モーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)  建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	災害公営 住宅  収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり
-----	--	--	--	---	--	---

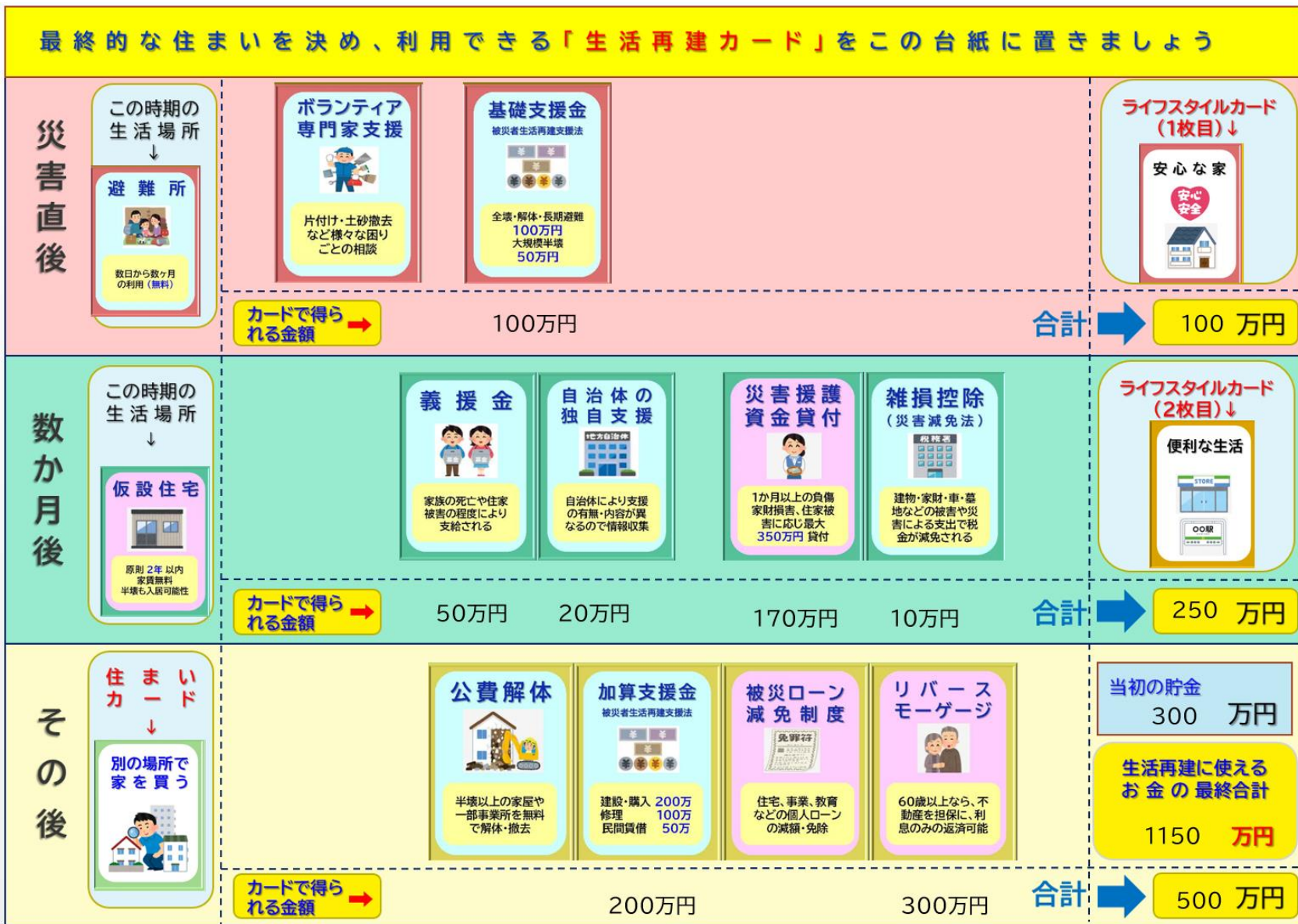
・使えるカードを並べてみると・・・
 どんな支援を得ながら住宅再建していくか「見える化」できます

持ち家が浸水して半壊

- ・ 修理して再建？
- ・ 解体して建替え？
- ・ 解体して土地を売却して別の場所でやり直す？
 この際アパート？
 中古の家？ 新築？



現地でカードを置きながら一緒に悩み、考えてあげてもらえたらいいです



・ 現地でのカードを使った相談活動

日弁連の「被災者生活再建ノート」の余白を使って・・・



建築士の先生がアドバイスしながら、
司法書士の先生がカードを貼っているところ

緊急修理制度
半壊以上で修理費の59万5000円(準半壊は30万円)までを支援
使うと仮設住宅に入れない
69万

義援金
家族の死亡・住家被害の程度等に応じ支給
金額は災害ごとに異なり、何度がにわけてもらう
20~30万

自治体の独自支援金
全壊での加算。
半壊、床上浸水などでの支給など多様
5万円

災害援護資金貸付
世帯主の1か月以上の負傷、家財の損害、住家被害の程度に応じて最大350万円の貸付
半壊 170万円 借入可能

被災ローン減免制度
住宅、事業、教育のローンなど個人の債務を減免
再度の借入の可能性もあり

【又中書】
浸水の
土地を
安く評価
土地の評価額 → 400万
建物 → 300万
= 700万
1500万 1200万
- 修理費用 = 300万
= 1900万円残 → 700万円
1200万円
100万円 × (2.5%) 5年で分年1) 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100
1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
1200万円
3免除受付
→ 半年で半戻り終了
→ 修理費用は2000万円

・災害 初期の支援って？



避難所(無料)
(災害救助法)



ボランティアによる
復旧作業



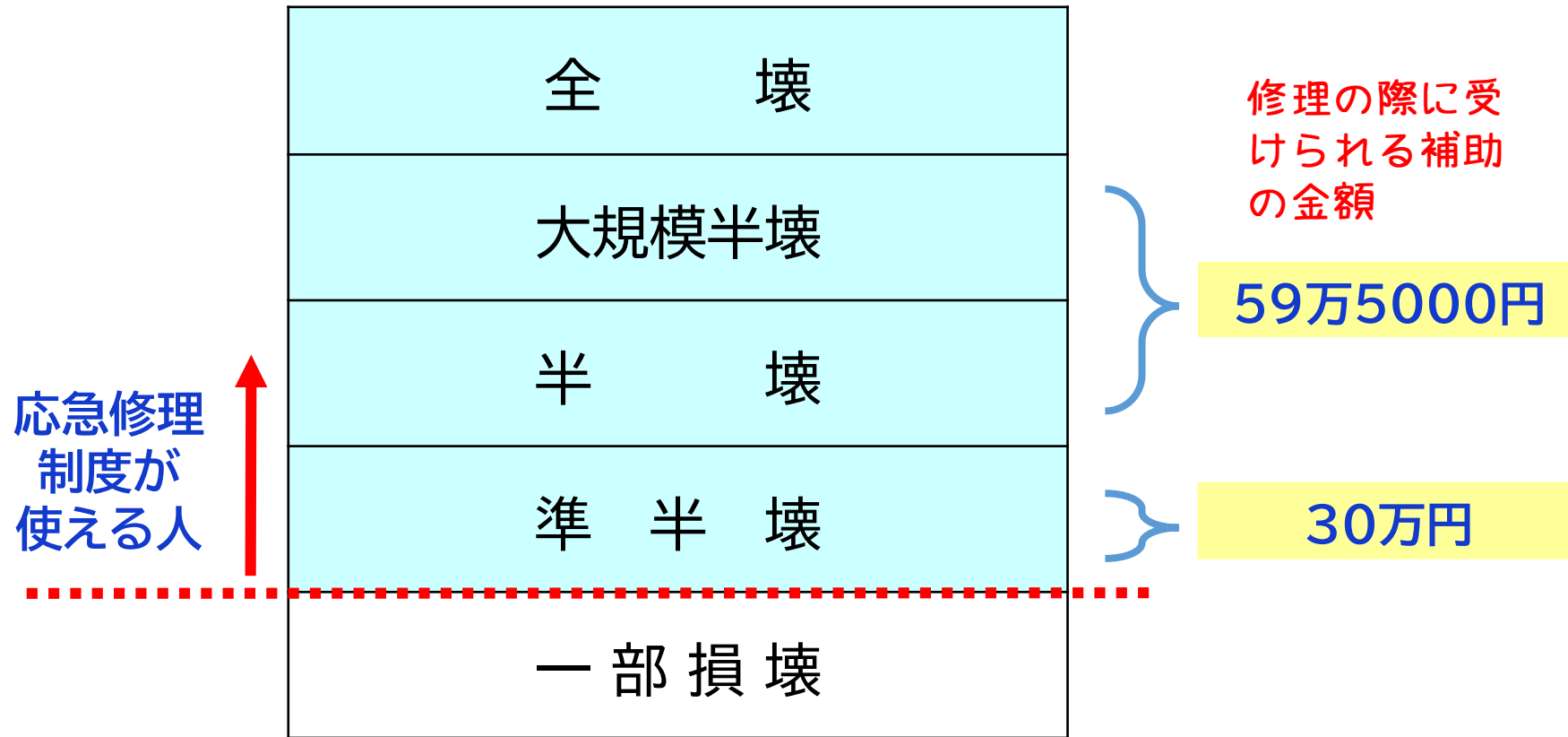
応急修理制度(60万円弱)
(災害救助法)



基礎支援金
(被災者生活再建支援法)

応急修理制度

(災害救助法適用地域の修理費用の一部を補助)



応急修理制度を使った人は、仮設住宅には入れませんよ



被災者生活再建支援金 (最大300万円)

注) 単身世帯は各金額が4分3に減額

基礎支援金 (最初にもらえるお金)

全壊 	大規模半壊 
100万円	50万円
解体 (半壊や敷地被害でやむなく)	長期避難 (災害後も危険で居住不能)
	
100万円	100万円

注) 借家では、大家さんでなく居住者がもらえる！
(居住者は補修以外の加算支援金ももらえる)

加算支援金 (追加でもらえるお金)

さらに追加でもらえる

新築・購入
なら



200万円

修理なら



100万円

引越して賃借なら
(公営住宅を除く)



50万円

注) 一度借家などに引越したあと、最終的に新築や補修した人でも
合計して上の最終金額まではもらえる



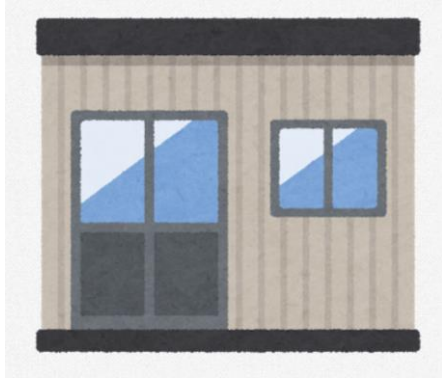
・裏山のがけ崩れで
考えてほしいこと



長期避難世帯
で、支援法の
「全壊」の扱
いでは？

仮設住宅は
言わなくても
すぐに用意し
てくれるの？

・ 災害 その後の支援って？



仮設住宅(無料)
(災害救助法)



義援金
(災害により金額変化)



災害援護資金貸付
(災害弔慰金法)



地震保険・火災保険



自治体独自の支援金



災害弔慰金
(災害弔慰金法)

災害弔慰金法による貸付制度

災害援護資金貸付

災害で**負傷**したり、**家や家財の被害**を受けた場合の特別の貸付制度

最大 350万円 当初3年は無利子 その後金利3%(条例で変更可能)

返済期間は10年 所得制限あり

① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円
② 家財の1/3以上の損害	150万円			
③ 住居の半壊	<u>170万円(250)</u>			
④ 住居の全壊	250万円(350)			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。

・災害 さらにその後の支援って？



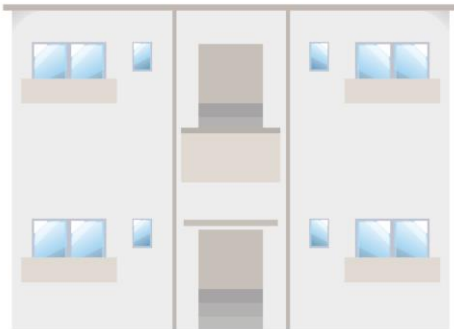
公費で解体
(災害廃棄物処理特例)



加算支援金
(被災者生活再建支援法)



雑損控除
災害減免法



災害公営住宅
(数年後から家賃必要)



被災ローン減免制度
(ガイドライン)



リバースモーゲージ
融資の災害時特例
(住宅金融支援機構)

公費解体

大規模な災害では **税金で** 建物を解体してくれることがある



最近では、**半壊**以上なら制度を利用できることも多い！

申請期限に焦らされず、本当に解体すべきか、**慎重に検討**しよう！

半壊の住宅を、公費解体で解体すると、**全壊**とみなしてもらえるので、**支援金**がもらえる！



リバースモーゲージローンって？

(60歳以上だけの特別な融資制度)

By住宅金融支援機構



60歳以上
年金暮らしで
修理するお金
が・・・

子どもは将来この家には戻らん。
自分たちだけ住めればいいんじゃないが・・・

修理する家や購入する中古マンションなどを担保に借り入れ

評価額（新しく建てる家の評価を含む）の5割まで借りられる

担保



借りたお金の返済は、なんと金利だけ♪



残ったローンは死んだあとに自宅を手放して完済

相続人が債務を引き継いで家を残すことも可能

ローンを免除してくれる 「被災ローン減免制度」 (自然災害による被災者の債務 整理に関するガイドライン)

災害時 その相談ちょっと待った！
自己破産、個人再生で進めて大丈夫？
「ひさろ」使えませんか？



被災ローン減免制度（通称 ひさろ）とは...

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)

対象

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、債務の弁済が難しくなった**個人**の方

制度の概要(メリット)

- ①現預金500万円、家財地震保険金(250万円まで)、各種被災者支援金などを手元に残せる！
- ②**信用情報**登録機関に登録されない！
- ③原則、**連帯保証人**にも迷惑がかからない！
- ④**無償**で弁護士、不動産鑑定士など専門家の支援が受けられる！

制度の詳細は

(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 HPまで

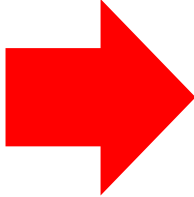


ローンを免除してくれる「被災ローン減免制度」 (ひさろ)



住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害によって払えなくなった**個人のローン**が広く対象

自宅が全壊したのに住宅ローンが・・・



被災ローン減免制度を利用すると??



利点①

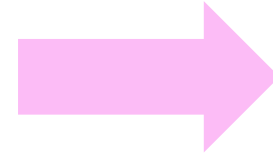
ローンの減額や免除を受けても、**預貯金500万円 + もらった支援金を手元に残せる**

利点②

ブラックリストに載らないから、再度ローンを組める可能性がある

利点③

原則、**保証人にも請求がいかない**



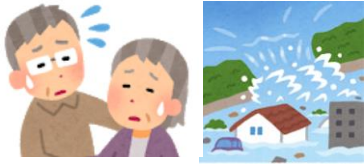
自宅は手放してローン0から再出発



残したい土地の分だけローンを払って残りは免除



共通して使うべきカード



球磨川の
氾濫で
自宅が半壊

修理費
900万円

貯金は
800万円

住宅ローン
はないけど
年金暮らし

避難所



数日から数ヶ月
の利用（無料）

ボランティア 専門家支援



片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

火災（地震） 保険・共済



火災保険だけで
は地震・津波の
被害保障なし

義援金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

自治体の 独自支援



自治体により支援
の有無・内容が異
なるので情報収集

雑損控除 （災害減免法）



建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

修理する

建替える

賃貸物件に転居

住まいの選択によって、使う支援制度は異なる

応急修理 制度



仮設住宅

半壊以上
595,000円
準半壊
300,000円

災害援護 資金貸付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

手元の現金
を残すなら

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

公費解体



半壊以上の家屋や
一部事業所を無料
で解体・撤去

基礎支援金

被災者生活再建支援法



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

加算支援金

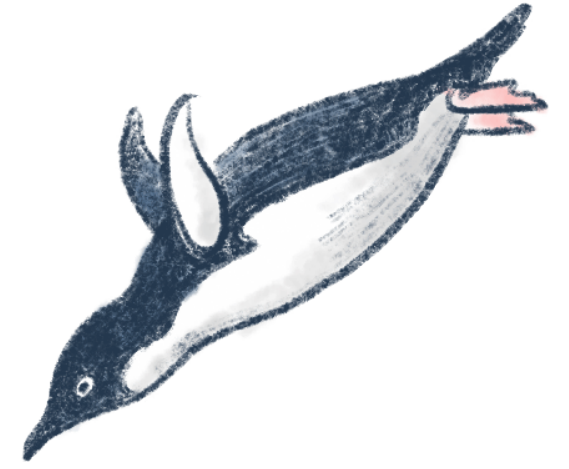
被災者生活再建支援法



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万

土地の売
却も可能
になる

今日の研修の内容



1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分

2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分

3. ツールのご紹介 3分

4. 水害QA 5分

・水害QA本（日弁連）

Flood and Sediment Disaster Countermeasures

改訂版 弁護士のための

水害・土砂災害対策

QA

大規模災害から通常起こり得る災害まで

日本弁護士連合会
災害復興支援委員会
編纂

For Lawyers


第一法規

災害復興支援における
さらに蓄積されたノウハウや
活動例を大幅に追加！
頻発する豪雨災害・土砂災害に関連する
法律問題をわかりやすく解説！

備えある
弁護士
になる！

被災者生活再建ノート

（2018年（平成30年）2月8日版、2019年（令和元年）10月18日補訂）



日本弁護士連合会
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai.html>

・被災者生活再建ノート（日弁連）



被災者生活再建ノート

フリガナ	姓	支年月日	年齢	電話
お名前 (世帯主)		年 月 日	歳	〒 ア ラ ホ
災害前の住所	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ()			
現在所	<input type="checkbox"/> 災害前と同じ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
同居家族	災 害 前		現 在	
	お名前	続柄	職業	年齢
就業状況	災 害 前		現 在	
	職業	勤務先	職業	勤務先
	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	
人の被害	被害の内容		確認・検討すべきこと	
	<input type="checkbox"/> 家族が亡くなった <small>亡くなった方の名前</small>	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 一部損傷 <input type="checkbox"/> 軽傷なし <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 遺族・葬送費 (最大50万円) <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 (最大50万円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった	
住まいの被害	被害の内容		確認・検討すべきこと	
	<input type="checkbox"/> 障害を負った <small>障害の内容</small>	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 倒壊なし <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金 (最大250万円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった <input type="checkbox"/> 申請した→ () <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった	
住まいの被害	被害の内容		確認・検討すべきこと	
	<input type="checkbox"/> 住んでいる家の被害を受けた <small>具体的な被害</small>	<input type="checkbox"/> 1階天井まで水浸した、外壁が割れた <input type="checkbox"/> トイレが使えなくなった、2日停電した等	<input type="checkbox"/> 入居申請をした <input type="checkbox"/> 基礎交差金 (最大100万円) ※詳しくは12頁 <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった <input type="checkbox"/> 保証金 (共済金) ※損害保険の損害判定 11頁 <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 地震保険 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 家財保険 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 加入していない	
仕事の被害	被害の内容		確認・検討すべきこと	
	<input type="checkbox"/> 仕事を失った <input type="checkbox"/> 勤務先が倒産し、解雇された <input type="checkbox"/> 勤務先は存続しているが、解雇された <input type="checkbox"/> 怪我等のため働けなくなった <input type="checkbox"/> 休業した <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 未払賃金立替私制度 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 失業給付 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="checkbox"/> 受給した	

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家への相談の履歴を記録して
次の相談内容に実施するときに、相談者が過去
の内容を全て確認できるようにするためのものです。

訪問日	年 月 日	氏名	性別	年齢	職業	所属
応対者		姓	名	職	種	性
相談事項	被害について <input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害 現在の生活について <input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望 生活再建に向けて <input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事 その他 <input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()					
相談結果						
助言内容						
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					

被災者生活再建ノート

その他の悩みごと (自由にご記入ください) ※悩まごとも書いた日付をご記入ください	
健康・医療 について	(例) ・夜寝れない ・飲食量が落ちた ・精神的な悩みが多い ・薬を服用してはならない ・病院に通えない
日常生活 について	(例) ・食事が好きじゃなくなり ・水分を控えている ・洗濯物がきちんとできない ・掃除が片付かない ・趣味がなくなった
地域・交友関係 について	(例) ・近所とのトラブル ・悩みを相談できる人がいない ・家族と連絡がつかない
経済面 について	(例) ・収入が落ちている ・返済が滞りお金の心配 ・自宅の再建資金がない
支援の希望 について	(例) ・生活物資に困りがある ・支援の情報が少ない ・支援制度を利用したいが内容が分からない ・もっと相談にのってほしい
その他	どんなことでも自由に 記載してください

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されます。また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合は加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

※ 半壊や敷地被害でも住宅を解体するなどした場合は全壊扱いになる場合もあり、また、危険のために居住不能状態が長期間継続している場合も全壊扱いになる可能性があります。

詳しくは市町村に問い合わせてください。

* 被災ローン減免制度 (自然災害債務整理ガイドライン) について

災害救助法適用の災害では、この制度利用により、住宅・車・教育などのローン、個人の事業ローンの免除・減額が受けられることがあります。制度利用のための弁護士など専門家による支援は無料です。この制度を利用して、預貯金500万円に加え、支援金、弔慰金、家財の地震保険金などは手元に残る可能性があります。また、制度

被災者支援チェックリスト 主だった支援制度を1枚に網羅

内閣府作成のリーフレット
(各種制度を詳しく解説 H30.11.1版)



内閣府の被災者支援
情報へ→

支援情報をさらに詳しく知りたいときは
災害時の特別措置からとられる可能性があります。
 公共料金、使用料、保管料、放送受信料など
 保険料や窓口負担減免の制度があります。
 医療保険、介護保険（健保組合・市町村等）
 国庫の減免・猶予（納税滞り、申告期限の延長、納税滞り、滞り納税減額、滞り納税の徴収猶予、滞り納税の特減など）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）

⑩ 税金・保険料などの減免制度

被災者の生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

被災者支援チェックリスト

2020年7月版

知りたい項目の支援情報をチェック

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度（給付・貸付）・・・→②③④へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の窓口は、⑩内に記載しています。

JBA 日本弁護士連合会

※本リーフレットは翻訳・転載を禁じます。

⑧ 雇用関係の支援制度
 雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）
 雇止め・労働者に対する雇止めによる休業を継続し、日本政策金融公庫（商工中金）等から融資を受け、雇用維持を行う。日本政策金融公庫の無担保貸付（労働局）
 労働者に対する資金貸付（日本政策金融公庫）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）

⑨ 事業関係の支援制度

⑦ 子ども・教育の支援制度
 幼児園の就園奨励事業（市町村・幼稚園）
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予

⑧ 雇用関係の支援制度

⑥ 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）

① 災害時特有の問題・問題

③ お金の支援制度（借りられる）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

② お金の支援制度（もらえる）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

④ 住宅の修理・再建の支援制度
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）

⑤ 仮設住宅・公営住宅
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）

⑥ 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）

⑦ 子ども・教育の支援制度
 幼児園の就園奨励事業（市町村・幼稚園）
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予

⑦ 子ども・教育の支援制度

⑧ 雇用関係の支援制度
 雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）
 雇止め・労働者に対する雇止めによる休業を継続し、日本政策金融公庫（商工中金）等から融資を受け、雇用維持を行う。日本政策金融公庫の無担保貸付（労働局）
 労働者に対する資金貸付（日本政策金融公庫）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）

⑧ 雇用関係の支援制度

⑨ 事業関係の支援制度
 雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）
 雇止め・労働者に対する雇止めによる休業を継続し、日本政策金融公庫（商工中金）等から融資を受け、雇用維持を行う。日本政策金融公庫の無担保貸付（労働局）
 労働者に対する資金貸付（日本政策金融公庫）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）

⑨ 事業関係の支援制度

⑩ 税金・保険料などの減免制度
 公共料金、使用料、保管料、放送受信料など
 保険料や窓口負担減免の制度があります。
 医療保険、介護保険（健保組合・市町村等）
 国庫の減免・猶予（納税滞り、申告期限の延長、納税滞り、滞り納税減額、滞り納税の徴収猶予、滞り納税の特減など）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）

① 災害時特有の問題・問題
 被災証明書とは
 被災証明書とは
 被災証明書とは

② お金の支援制度（もらえる）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

③ お金の支援制度（借りられる）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

④ 住宅の修理・再建の支援制度
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）

⑤ 仮設住宅・公営住宅
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）

⑤ 仮設住宅・公営住宅

⑥ 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）
 被災ローンを減免する制度（市町村にも）

⑥ 被災ローンを減免する制度（市町村にも）

⑦ 子ども・教育の支援制度
 幼児園の就園奨励事業（市町村・幼稚園）
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予
 入園料・保育料の減免・猶予

⑦ 子ども・教育の支援制度

⑧ 雇用関係の支援制度
 雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）
 雇止め・労働者に対する雇止めによる休業を継続し、日本政策金融公庫（商工中金）等から融資を受け、雇用維持を行う。日本政策金融公庫の無担保貸付（労働局）
 労働者に対する資金貸付（日本政策金融公庫）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）

⑨ 事業関係の支援制度
 雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）
 雇止め・労働者に対する雇止めによる休業を継続し、日本政策金融公庫（商工中金）等から融資を受け、雇用維持を行う。日本政策金融公庫の無担保貸付（労働局）
 労働者に対する資金貸付（日本政策金融公庫）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）
 災害復旧費（日本政策金融公庫・商工中金）

⑩ 税金・保険料などの減免制度
 公共料金、使用料、保管料、放送受信料など
 保険料や窓口負担減免の制度があります。
 医療保険、介護保険（健保組合・市町村等）
 国庫の減免・猶予（納税滞り、申告期限の延長、納税滞り、滞り納税減額、滞り納税の徴収猶予、滞り納税の特減など）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）
 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）

① 災害時特有の問題・問題
 被災証明書とは
 被災証明書とは
 被災証明書とは

② お金の支援制度（もらえる）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）



被災された方には、
A3カラーで印刷し、
使えそうな制度に○をつけて
渡してあげてください

山折り



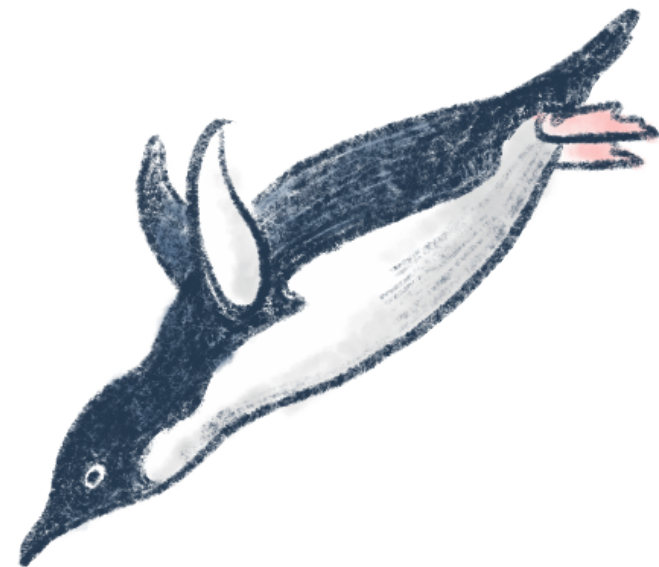
折りたたむと財布
に入ります



今日の研修の内容

1. 水害支援特有の知識・制度の説明 15分
2. 浸水家屋の再建の流れとポイント 30分
3. 支援ツールのご紹介 3分

4. 水害QA 5分





Q 自治体から造成地を購入し水害に遭った。売主に責任を問える？

A 過去に水害があり説明がなければ、**説明義務違反**を問える可能性あり。

※ 令和2年6月17日京都地方裁判所判決

2013年の台風18号による川の氾濫で自宅が床上浸水した京都府福知山市の住民7人が、**水害の危険性を説明せずに市が宅地を販売した**として、市に損害賠償を求めた。

判決は、市が「**過去の浸水被害発生状況および浸水被害に遭う危険性の高さについて信義則上説明すべき義務を負っていた**」と認定。ハザードマップを配布して危険性を周知していたとする市の主張に対し、ハザードマップは100年に1回程度起こる規模の大雨の想定をしたもので現実感に乏しくこれだけで購入の可否を決めることは困難と指摘。「規模の小さい支川の氾濫や内水の氾濫は考慮されておらず、ハザードマップの情報は不十分」と断じた。

住民7人のうち、市から購入した3人の請求を認め、不動産業者から購入した4人の請求は棄却。

リース



Q

リースで使っていた自動車が流されてしまった。
リース料の支払義務は残る？

A

リース物件が不可抗力で滅失した場合、リース会社の使用、収益させる義務は履行不能で消滅し、契約者の**リース料支払義務も危険負担の原則から消滅**する(民法536条)。

しかし、リース契約では**特約**により、リース期間中不可抗力により物件が滅失した場合、利用者には契約解除権がなく、原則として**規定損害金を直ちに支払う義務**を課している場合が多いので要注意。



Q

建物が「滅失」した場合は、借家契約は終了する？
建物の「滅失」とは？

A

建物の滅失＝損壊の程度がひどく、建物としての「効用を失った状態」。**建物が滅失**すれば、借家契約の目的物がなくなってしまうので、**借家契約は終了**する。

なお、建物の**一部の損壊であっても、修復に多額の費用(新築を上回る費用)がかかる場合は、滅失**と判断される可能性がある。

最高裁の判例では、損壊の程度に加えて、「**風雨をしのげるか否か**」「**倒壊の危険の有無**」「**耐用年数から見て修復と新築のどちらが経済的か**」などの事情を総合的に検討して判断している。

抵当権

Q 抵当に入っていた建物が、災害による土砂で流されて滅失。期限の利益を喪失したり、増担保義務が発生する？

A 契約上はそう定められていることが多い。
もっとも、大災害時には、金融機関で**特別な対応**をしているケースも。
損害保険に加入している場合には、建物が滅失したことで得られる保険金請求権にも抵当権の効力が及び、その保険金から債権回収が図られる(**物上代位**)。ただし、大災害時には、保険金が直接被災者に渡るような特例措置が取られることもある。
しかし、土地に設定された抵当権は存続するため、増担保が要求されるかどうかは、土地の評価額次第。
建物が借地上に建っている場合には、借地上の建物に設定された抵当権の効力は借地権にも及び、**建物が滅失した場合には借地権に及んでいた抵当権の効力も消滅**する。
なお、建物の損壊の程度によっては、**建物が「滅失」したかどうかの判断**が難しく、注意が必要。
滅失していない(修理が可能な場合など)のに勝手に取り壊してしまった場合、**担保維持義務違反**となり抵当権者から損害賠償請求される可能性も。



マンション



Q 所有するマンションの共用部分が被災し、管理組合から修繕費用の請求書が届いた。払わなければならない？

A マンションの「**共用部分**」が震災により損傷した場合、その損傷の程度が軽度であれば、マンション**管理組合の集会(総会)の普通決議によって、修繕**することができる(区分所有法18 I)。

そして、**修繕の費用**は、全ての区分所有者が、原則として、専有部分の床面積の割合により定まる**共用部分の割合に応じて負担**することになる。

なお、各区分所有者の「**専有部分**」については、自己の責任と費用で修理するのが原則。

玄関ドアの外側、住戸の窓、バルコニーは共用部分なので注意。

- 本日のパワーポイントは、<http://naganokai.com>のHPからダウンロードしていただけます
 - * 「永野海」で検索してください
- 今後速やかに関東弁護士会連合会のHPにおいて本日の収録を視聴していただける形をとります
 - * 改めて、今回研修をご案内した組織へのご連絡またはMLなどで、詳細をご連絡いたします
- さらに、日弁連eラーニングでの試聴もいただけるようにできないか、検討する予定です